

国立大学法人大分大学職員の育児又は介護を行う職員の時間外勤務の免除及び制限に関する規程

平成16年4月1日制定

(目的)

- 第1条 この規程は、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の育児又は介護を行う職員の時間外勤務の免除及び制限に関し、必要な事項を定める。
- 2 この規程に定めのある場合のほか、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）及びその他の関係法令及び諸規程の定めるところによる。

(育児を行う職員の時間外勤務の免除)

- 第2条 学長は、3歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育するために請求したときは、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、時間外勤務をさせてはならない。
- 2 前項にかかわらず、学長と職員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、過半数で組織する労働組合がないときは、職員の過半数を代表する者との間で締結された協定により、適用除外とされた次に掲げる職員は時間外勤務の免除をすることができない。
- (1) 引き続き雇用された期間が1年に満たない者
- (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の者

(育児を行う職員の時間外勤務の免除の請求等)

- 第3条 時間外勤務の免除の請求をしようとする職員は、時間外勤務の免除を請求する一の期間（1月以上1年以内の期間に限る。以下「免除期間」という。）の初日（以下「免除開始予定日」という。）及び末日（以下「免除終了予定日」という。）を明らかにして、免除開始予定日の前日までに別記様式第1号に定める時間外勤務・深夜勤務制限等請求書により学長に請求しなければならない。なお、時間外勤務・深夜勤務制限等請求書の提出については、ファックス又は電子メール等で請求することができる。
- 2 前項の請求が、当該請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下「1週間経過日」という。）より前の日を免除開始予定日とする請求であった場合には、学長は当該免除開始予定日から1週間経過日までのいずれかの日を免除開始予定日として指定することができる。
- 3 学長は、第1項の規定による請求があった場合には、時間外勤務の免除を請求した職員に対し、免除開始予定日（前項の規定により免除開始予定日を指定する場合にあっては、変更前の免除開始予定日）の前日までに別記様式第2号に定める時間外勤務・深夜勤務取扱通知書を交付しなければならない。
- 4 第1項の請求がされた後免除開始予定日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。
- (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
- (2) 当該請求に係る子が養子である場合における離縁又は養子縁組の取消しにより職員の子でなくなった場合
- (3) 当該請求に係る子が養子となったことその他の事情により職員と当該子が同居しないこととなった場合
- (4) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該請求に係る免除期間の末日までの間、当該請求に係る子を養育することができない状態となった場合

5 前項に該当することとなった職員は、遅滞なく、別記様式第3号に定める育児又は介護の状況変更届により、必要に応じて、別に定める証明書類を添付して、学長に届け出なければならない。なお、育児又は介護の状況変更届の提出については、ファックス又は電子メール等で届け出ることができる。

(育児を行う職員の時間外勤務の免除の終了)

第4条 時間外勤務の免除の開始日以後免除終了予定日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、免除期間はその事由が生じた日(第3号に掲げる事由が生じた場合にあっては、その前日)をもって終了する。

(1) 当該子を養育しないこととなった場合

(2) 当該子が3歳に達した場合

(3) 免除終了予定日までに職員が産前産後休暇、育児休業又は介護休業を取得した場合

2 前項第1号に該当することとなった職員は、遅滞なく、別記様式第3号に定める育児又は介護の状況変更届により、必要に応じて別に定める証明書類を添付して、学長に届け出なければならない。なお、育児又は介護の状況変更届の提出については、ファックス又は電子メール等で届け出ることができる。

(育児を行う職員の時間外勤務の制限)

第5条 学長は、小学校就学の始期に達するまでの子(満6歳に達する日以後最初の3月31日までの子をいう。以下同じ。)を養育する職員が当該子を養育するために請求したときは、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、時間外勤務をさせてはならない。

(育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求等)

第6条 時間外勤務の制限の請求をしようとする職員は、時間外勤務の制限を請求する一の期間(1年以上1年以内の期間に限る。以下「制限期間」という。)の初日(以下「制限開始予定日」という。)及び末日(以下「制限終了予定日」という。)を明らかにして、制限開始予定日の前日までに別記様式第1号に定める時間外勤務・深夜勤務制限等請求書により学長に請求しなければならない。なお、時間外勤務・深夜勤務制限等請求書の提出については、ファックス又は電子メール等で請求することができる。

2 前項の請求が、当該請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日(以下「1週間経過日」という。)より前の日を制限開始予定日とする請求であった場合には、学長は当該制限開始予定日から1週間経過日までのいずれかの日を制限開始予定日として指定することができる。

3 学長は、第1項の規定による請求があった場合には、時間外勤務の制限を請求した職員に対し、制限開始予定日(前項の規定により制限開始予定日を指定する場合にあっては、変更前の制限開始予定日)の前日までに別記様式第2号に定める時間外勤務・深夜勤務取扱通知書を交付しなければならない。

4 第1項の請求がされた後制限開始予定日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1) 当該請求に係る子が死亡した場合

(2) 当該請求に係る子が養子である場合における離縁又は養子縁組の取消により職員の子でなくなった場合

(3) 当該請求に係る子が養子となったことその他の事情により職員と当該子が同居

しないこととなった場合

- (4) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該請求に係る制限期間の末日までの間、当該請求に係る子を養育することができない状態となった場合
- 5 前項に該当することとなった非常勤職員は、遅滞なく、別記様式第3号に定める育児又は介護の状況変更届により、必要に応じて別に定める証明書類を添付して、学長に届け出なければならない。なお、育児又は介護の状況変更届の提出については、ファックス又は電子メール等で届け出ることができる。

(育児を行う職員の時間外勤務の制限の終了)

第7条 時間外勤務の制限の開始日以後制限終了予定日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間はその事由が生じた日（第3号に掲げる事由が生じた場合にあつては、その前日）をもって終了する。

- (1) 前条第4項各号に規定する事由が生じた場合
- (2) 制限終了予定日とされた日の前日までに請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合
- (3) 制限終了予定日までに職員が産前産後休暇、育児休業又は介護休業を取得した場合
- 2 前項第1号に該当することとなった職員は、遅滞なく、別記様式第3号に定める育児又は介護の状況変更届により、必要に応じて別に定める証明書類を添付して、学長に届け出なければならない。なお、育児又は介護の状況変更届の提出については、ファックス又は電子メール等で届け出ることができる。

(介護を行う職員の時間外勤務の制限)

第8条 学長は、要介護状態にある対象家族（国立大学法人大分大学職員の介護休業等に関する規程第2条第2項にいう対象家族をいう。以下同じ。）を介護する職員が当該対象家族を介護するために請求したときは、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、時間外勤務をさせてはならない。

(介護を行う職員の時間外勤務の制限の請求等)

第9条 時間外勤務の制限の請求をしようとする職員は、制限期間の制限開始予定日及び制限終了予定日を明らかにして、制限開始予定日の前日までに別記様式第1号に定める時間外勤務・深夜勤務制限等請求書により学長に請求しなければならない。なお、時間外勤務・深夜勤務制限等請求書の提出については、ファックス又は電子メール等で請求することができる。

- 2 前項の請求が、当該請求があつた日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下「1週間経過日」という。）より前の日を制限開始予定日とする請求であつた場合には、学長は当該制限開始予定日から1週間経過日までのいずれかの日を制限開始予定日として指定することができる。
- 3 学長は、第1項の規定による請求があつた場合には、時間外勤務の制限を請求した職員に対し、制限開始予定日（前項の規定により制限開始予定日を指定する場合にあつては、変更前の制限開始予定日）の前日までに別記様式第2号に定める時間外勤務・深夜勤務取扱通知書を交付しなければならない。
- 4 第1項の請求がされた後制限開始予定日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。
- (1) 当該請求に係る対象家族が死亡した場合

- (2) 当該請求に係る対象家族と離婚，婚姻の取消し，離縁又は養子縁組の取消により親族関係が消滅した場合
 - (3) 負傷，疾病又は身体上若しくは精神上の障害により，当該請求に係る制限期間の末日までの間，当該請求に係る対象家族を介護することができない状態となった場合
 - (4) 当該請求に係る対象家族と同居しないこととなった場合
- 5 前項に該当することとなった職員は，遅滞なく，別記様式第3号に定める育児又は介護の状況変更届により，必要に応じて別に定める証明書類を添付して，学長に届け出なければならない。なお，育児又は介護の状況変更届の提出については，ファックス又は電子メール等で届け出ることができる。

(介護を行う職員の時間外勤務の制限の終了)

第10条 時間外勤務の制限の開始日以後制限終了予定日までに，次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には，制限期間はその事由が生じた日（第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては，その前日）をもって終了する。

- (1) 前条第4項各号に規定する事由が生じた場合
 - (2) 制限終了予定日までに職員が産前産後休暇，育児休業又は介護休業を取得した場合
- 2 前項第1号に該当することとなった職員は，遅滞なく，別記様式第3号に定める育児又は介護の状況変更届により，必要に応じて別に定める証明書類を添付して，学長に届け出なければならない。なお，育児又は介護の状況変更届の提出については，ファックス又は電子メール等で届け出ることができる。

附 則（平成16年規程第31号）

- 1 この規程は，平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日において，人事院規則10-11に基づき，時間外勤務の制限を受けている職員については，施行日以後新たに第3条第1項及び第6条第1項の規定による時間外勤務の制限の請求は必要としない。

附 則（平成22年規程第50号）

この規程は，平成22年7月12日から施行する。

附 則（平成31年規程第15号）

この規程は，令和元年5月1日から施行する。

時間外勤務・深夜勤務制限等請求書

請求年月日		年	月	日	
国立大学法人 大分大学長 殿					
		請求者	所 属	-----	
			職 名	-----	
			氏 名	----- 印	
次のとおり		<input type="checkbox"/> 養育 <input type="checkbox"/> 介護	のため <input type="checkbox"/> 時間外勤務 <input type="checkbox"/> 深夜勤務	<input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 制限	を請求します。
1. 請求に係る子 又は対象家族	氏 名				
	続 柄				
	生 年 月 日	年	月	日生 (□出産予定日)	
	養子縁組の効力が生じた日	年	月	日	
2. 職員の配偶者 で当該子の親 である者の有 無及び状況 □有 (右欄に記入) □無	<input type="checkbox"/> 就業している (時間外勤務の制限を請求する場合で，該当するときのみ記入) <input type="checkbox"/> 深夜において就業している (深夜勤務の制限を請求する場合で，該当するときのみ記入) <input type="checkbox"/> 負傷，疾病，身体上又は精神上の障害により養育が困難である <input type="checkbox"/> 産後6週間 (多胎妊娠の場合にあっては，14週間) 又は産後8週間以内である <input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当しない (養育ができる)				
3. 対象家族の常 態及び具体的 な介護の内容					
4. 請求に係る期 間	時間外労 働の制限	年	月	日から	
		<input type="checkbox"/> 1年	<input type="checkbox"/> 1年に満たない期間 (月)	
	深夜勤務 の制限	年	月	日から	
		年	月	日まで	
		<input type="checkbox"/> 毎日			
		<input type="checkbox"/> その他 (
(注)					
1. について					
① 「生年月日」欄は，子を養育するための請求の場合にのみ記入すること。なお，請求に係る子が請求の祭に出生していない場合には，「生年月日」欄に出産予定日を記入し，□出産予定日にレ印記入すること。					
② 「養子縁組の効力が生じた日」欄は，子を養育するための請求の場合のみ記入すること。					
2. について					
① この欄は，子を養育するための請求の場合のみ記入すること。					
② 「就業している」とは，就業日数が1月に3日を超えることをいう。					
3. について					
この欄は，対象家族を介護するための請求の場合のみ記入すること。					
4. について					
子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には，当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求すること。					

時間外勤務・深夜勤務取扱通知書

年 月 日

殿

国立大学法人
大分大学長
○ ○ ○ ○ 印

時間外勤務 免除
深夜勤務 制限

年 月 日付けで請求のありました の に関し，下記のとおり取扱いますので，通知します。

記

□時間外勤務の免除・制限

□請求のとおり時間外勤務の免除・制限を承認します。

請求期間 年 月 日から □ 1年（ 年 月 日）
□ 月（ 年 月 日）

□業務の正常な運営を妨げるので，次に掲げる期間（又は日）については，時間外勤務の免除・制限は，認められません。

年 月 日 から 年 月 日（例）

□請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日より前の日を制限開始予定日とする請求であったので，次のとおり制限開始予定日を指定します。

年 月 日

□深夜勤務の制限

□請求のとおり深夜勤務の制限を承認します。

請求期間 年 月 日 から 年 月 日まで
(□ 毎日 □その他 ())

□業務の正常な運営を妨げるので，次に掲げる期間（又は日）については，深夜勤務の制限は，認められません。

年 月 日 から 年 月 日（例）

育児又は介護の状況変更届

年 月 日届出

国立大学法人
大分大学長 殿

(届出者) 所 属 _____
職 名 _____
氏 名 _____ 印

時間外勤務 免除
次のとおり の 制限に係る子の養育又は対象家族の介護の状況
深夜勤務 制限
について変更が生じたので，届け出ます。

1 届出の事由

(1) 養育状況の変更

- 子が死亡した
- 職員の子でなくなった
(離縁 養子縁組の取消)
- 同居しなくなった
- 負傷，疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により，子を養育することができない状態となった
- 職員の配偶者で子の親であるものが養育できる者に該当することとなった

(2) 介護の状況の変更

- 対象家族が死亡した
- 対象家族と職員との親族関係が消滅した
(消滅の理由： _____)
- 負傷，疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により，対象家族を介護することができない状態となった
- 同居しなくなった

2 届出の事実が発生した日

年 月 日